

## 機構の改正について

記者各位

当社(社長:木村 康)は、下記のとおり組織の一部を改正しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正内容

2011年4月1日付で、南北アメリカ地域を代表する「米州総代表」および東南アジア地域(台湾以南、インド以東)を代表する「東南アジア総代表」を、現業所の職制として設置する。

#### 2. 理 由

当社および当社グループの海外事業を、より機動的・効率的に実施するため、海外各地域を代表する職制を設けることによって統一的な事業展開、情報収集を図るものです。

以 上